

公益財団法人特別区協議会 競争入札参加有資格者指名停止基準

平成29年3月16日

協総総第426号

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人特別区協議会（以下「協議会」という。）が行う競争入札参加有資格者（以下「有資格者」という。）に対する指名停止等の措置について必要な事項を定め、もって契約事務の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(指名停止の基準)

第2条 有資格者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について、指名停止を行うものとする。

2 別表の9又は10の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格者の指名停止事由の発生に該当する部門のみの指名停止を行い、当該事由と関連のない他の部門の指名停止を行わないことができる。

(1) 社内における責任体制が明確にされており、かつ、その責任者として役員を充てている場合

(2) 業種別格付、社内責任体制のあり方等を総合的に勘案して、前号に準ずる責任体制であると認められる場合

3 当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止期間の特例)

第3条 有資格者が一の事案により、別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めることとする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、通常の措置に加算して指名停止期間を定めることができる。

(1) 指名停止の期間中又は、当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することになったとき。

(2) 別表の1から5まで及び10に掲げる措置要件のいずれかに係る指名停止の期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同一の措置要件に該当することになったとき。

(3) 別表の2から5までに掲げる措置要件のいずれかに該当する場合で、当該違反行為等において有資格者である個人又は法人の代表権を有する役員が主導的役割を果たしたとき、又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。

3 有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、当該期間の2分の1まで指名停止期間を短縮することができる。

4 指名停止の期間中の有資格者について、その後情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前3項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

5 指名停止期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったときは、

当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(下請負人、共同企業体及び事業協同組合等に関する指名停止)

第4条 別表の6、9又は10に掲げる措置要件のいずれかに該当し指名停止を行う場合における当該指名停止について、責を負うべき有資格者である下請人があることが明らかとなったときは、当該下請人について、元請人の指名停止期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）についても、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 事業協同組合等について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者である組合員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）についても、当該事業協同組合等の指名停止期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の通知)

第5条 前3条の規定により指名停止を行ったとき、第3条第4項の規定により期間の変更を行ったとき、又は同条第5項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(随意契約の取扱い)

第6条 指名停止期間中の有資格者は随意契約の相手方としてはならない。ただし、契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合、緊急の必要により競争入札に付すことができない場合及び競争入札に付すことが不利と認められる場合で、契約の相手方が特定されるときは、この限りではない。

(指名停止の特例)

第7条 指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等から判断し、特に必要と認められる場合は、当該契約について競争入札に参加させ、又は相手方として契約を締結することができる。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈 賄</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が、特別区人事・厚生事務組合の職員に対する贈賄の容疑で起訴された場合</p> <p>ア 営業主又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 役員又はその支店若しくは営業所を代表するもので、アに掲げる者以外の者又は参与、顧問、相談役その他これらに類する役職のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都の区域内における公共機関の職員に対する贈賄の容疑により起訴された場合</p> <p>ア 営業主又は代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都を除く関東地方の区域内における公共機関の職員に対する贈賄の容疑により起訴された場合</p> <p>ア 営業主又は代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、(2)及び(3)の区域外における公共機関の職員に対する贈賄の容疑により起訴された場合</p> <p>ア 営業主又は代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>起訴を知った日から</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>9月以上24月以内</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>起訴を知った日から</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>起訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>1月以上5月以内</p> <p>起訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>2 談 合</p> <p>有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により起訴された場合</p> <p>ア 協議会発注の契約に関するもの</p> <p>イ 関東地方における契約であって、アに掲げるもの以外のもの</p> <p>ウ イの区域外のもの</p>	<p>起訴を知った日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>3 独占禁止法違反</p> <p>有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し（前項に掲げる場合を除く。）、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>ア 協議会発注の契約に関するもの</p> <p>イ 関東地方における契約であって、アに掲げるもの以外のもの</p> <p>ウ イの区域外のもの</p>	<p>当該違反を知った日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>4 あっせん利得法違反行為</p> <p>公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反（契約に関わるもの）し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>ア 協議会発注の契約に関するもの</p> <p>イ 関東地方における契約であって、アに掲げるもの以外のもの</p> <p>ウ イの区域外のもの</p>	<p>当該違反を知った日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>5 営業停止処分 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合</p> <p>ア 協議会発注の契約に関するもの イ 関東地方における契約であって、アに掲げるもの以外のもの ウ イの区域外のもの</p> <p>6 前各項に掲げる場合のほか、契約に関連する違法行為等による社会的な信用を著しく失墜したと認められる場合</p> <p>7 不正又は不誠実な行為 (1) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2) 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>8 暴力団又は暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の関与等 (1) 有資格者である個人若しくは有資格者である法人の役員若しくは使用人が、暴力団等である場合又は暴力団等有資格者である個人若しくは法人の経営を支配していると認められる場合 (2) 有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が、暴力団等を雇用していると認められる場合 (3) 有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が、暴力団等であることを知りながら、暴力団等に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持、運営等に協力し、又は関与していると認められる場合 (4) 有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用してしていると認められる場合 (5) 有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が、暴力団等と社会的に非難されうる関係を有していると認められる場合</p>	<p>当該処分を受けた日から 3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内 協議会が当該認定をした日から 1月以上9月以内</p> <p>当該行為をしたことを知った日から 1月以上9月以内</p> <p>当該関与を知った日から 12月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(6) 有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる場合</p> <p>(7) 協議会発注の契約の相手方の下請人等が、(1)に該当する場合において、協議会が当該下請人等との契約の解除を契約の相手方に求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否した場合</p>	
<p>9 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故</p> <p>(1) 協議会発注の契約履行上の事故</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合</p> <p>イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合</p> <p>ウ 事故を発生させ、従業員その他の関係者（下請負人の従業員を含む。以下同じ。）に死者又は負傷者を出し当該事故が重大であると認められる場合</p> <p>(2) 契約（協議会発注の契約を除く。）履行上の関東地方における事故の場合</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合</p> <p>イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合</p> <p>ウ 事故を発生させ、従業員その他の関係者（下請負人の従業員を含む。以下同じ。）に死者又は負傷者を出し当該事故が重大であると認められる場合</p> <p>(3) (2)の区域外で事故を発生させ、公衆に死者又は負傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合</p>	<p>当該事故があったことを知った日から</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>1月以上5月以内</p> <p>1月以上2月以内</p> <p>1月以上2月以内</p> <p>1月以上5月以内</p>
<p>10 契約履行成績不良等</p> <p>協議会発注の契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる場合又は契約履行成績が著しく不良であると認められる場合</p>	<p>協議会が当該認定をした日から</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>11 協議会への提出書類の提出拒否、虚偽記載等</p> <p>協議会の競争入札参加資格申請、協議会発注の契約に係る入札参加希望申込、入札、見積り、プロポーザル、契約締結、契約履行、検査、代金請求等の手続において協議会への書類の提出を拒否し、又は虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該虚偽記載等が不相当であると認めた日から</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>* 「関東地方」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。</p>	